

週刊新社会

11月13日



2018年号外
野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 164円 1部 150円 41円
http://www.sinsyakai.or.jp/
発行所：新社会党 E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

今週号本紙の「政界メモ帳」は
おさなみ前議員が書いています。
ご笑覧を。

パブコメ 始まる

市街化調整区域で新たな開発誘導地区計画素案 周辺環境や地域住民優先・持続性の担保が重要

野田市が市内の調整区域の振興策に着手している。

市内や近隣に良好な雇用があり、その収入と農家収入という兼業農家のシステムが成り立たなくなればらたつ。そのために地域の高齢化が進み、学校規模が小さくなりすぎたり、買い物が不便になるなど、地域の持続性に影が射している。おさなみ前議員も最後の4年間、この問題を集中的に取り上げてきた。

今回野田市の振興策は、まず調整区域を保全しながら、それと調和できる地区計画をつくらうというものだ。もちろん、現在の企業経営者は利益と株主最優先で、利

益が出ないと判断したら引き上げてしまう。そのためかえって地域に衰退をもたらすという弊害も承知しておかねばならない。

今回の地区計画の素案は「野田市市街化調整区域における地区計画運用基準素案」で、都市計画審議会の手続きを経たものだ。今月7日からパブリックコメント手続きが始まり、締切は来月6日まで。

地区計画の柱は、市街化調整区域における土地利用方針に沿って、四つのゾーンに以下のように区分する。

【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】

広域交通の特性を活かし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施

設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図る。

【観光商業整備誘導ゾーン】

観光、商業、レクリエーションなどを主体とする施設の立地を誘導することにより、交流人口の拡大や地域振興を図る。

【非住居系開発誘導ゾーン】

工場、研究所、流通業務施設、観光振興施設などの立地を周辺環境と調和した計画のもとに誘導し、持続可能な地域振興を図る。

【既存工業団地連携誘導ゾーン】

既存の産業集積との連携性を活かした産業関連施設の立地を誘導し、産業拠点としての更なる機能向上を図る。

もちろん、地区計画は住民や関係地権者の合意に基づいてなされるもので、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画となる。

素案は市のホームページや公民館等で見ることができる。ぜひご覧になって一緒に街づくりを考えましょう。

農家に必要なのは欧米並みの所得保障

10、11日の両日、新社会党の農業問題連絡会総会で横芝光町の秋鹿農園に行ってきた。園主は現在

のNTTを退職して専業農家に転身、メロンとトマトを柱に農業を長年経営している。「用があって3日間見に行かなかったらトマトが疫病で全滅、よく（農業で）生きてこられた」と苦闘の歩みを語ってくれた。



トマト農家のハウス

参加者の一人はせめて年200万円の生活支援があればと語っていたが、欧米の農家保障

は手厚く、食糧安全保障と国土保全に果たす農業の役割を認識している。しかし、安倍政権はその真逆。効率と企業化を進める。

とんとんみずき橋監査請求も棄却 焦点は木製橋の再築に

とんとんみずき橋の木製部分（南側）。北側にもある。

とんとんみずき橋の残された木製部分（写真右）の撤去工事が始まる。今後の焦点は来年度予算に向けた橋関連の予算だ。地元要求は既報のとおり、木製橋の再築だ。

他方、UR都市機構から手渡された橋の管理マニュアル通り管理もせず、それを明らかにせず裁判を起こしたのは不当な財政支出だとする住民監査請求は先月 19 日に棄却された。

理由は高裁で和解したため、「請

求人主張は、法的に確定せずに終わり内容的拘束力が認められない第一審判決を根拠と

するものといえるため、当該主張は採用することができない」。そのため、「支出は、適法に得られた訴え提起の議決を受けて、野田



市会計事務規則に則り支出されており手続上の瑕疵は認められないことから、違法、不当な支出とはいえない」というものである。

確かに高裁で和解したため、地裁で完全敗北した判決は確定したとはいえないかもしれないが、市の責任は消えない。

野田市も障がい者法定雇用率下回る 今年度法定雇用率はさらに上がったが

法律を率先して守らなくてはならない公共機関、とりわけ中央省庁が障がい者雇用で脱法的な対応をしていたため大きく報道された。

野田市も脱法行為ではないが、雇用率のカウントの仕方に間違いが見つかった。10月23日付の朝日新聞によると、これまで発表していた障がい者雇用率、市長部局 2.58%は 2.23%、教育委員会は 2.65%が 2.31%であり、市長部局は 2.3%の法定雇用率を下回っていた。

市は 9 月 12 日の議会でこの経緯を説明していたことがわかった。それによると非常勤職員の扱いに解釈に誤りがあったという。週 20 時間以上で 1 年を超えて勤務しているものを母数としてカウントしていなかった。

そのため、2.3%をクリアするには 20 人の障害者雇用が必要だっ

たが、3 人不足していたというものである。

市は来年の正規職員の採用と、非常勤職員の採用でこれをクリアする改善計画を立てている。

ただ、編集部の認識では今年度からすでに表のようになり、それに対応できる

表 1 障がい者法定雇用率

事業主区分	法定雇用率	
	現行	H 30 年 4 月～
民間	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

なお、施行後 3 年以内にそれぞれ 0.1 ポイント雇用率が上がる（表などは厚労省サイトから）

ものでなくてはならない。



1 万 8 千人が安倍改憲抗議に駆けつけた 11 月 3 日の改憲発議を許さない国会前大集会。

写真は主催者あいさつをする福山真劫代表（写真は田原氏提供）。安倍首相は臨時国会に自民党案を提出させ、通常国会では二国会をまたいで十分審議したとの名目で、強行発議の構え。これを許してはならない。